

令和元年第2回（定例会）

# 日向東臼杵広域連合議会会議録

令和元年7月16日

日向東臼杵広域連合議会

令和元年

第2回日向東臼杵広域連合議会  
(定例会) 会議録

日向東臼杵広域連合告示第3号

令和元年第2回日向東臼杵広域連合議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和元年7月2日

日向東臼杵広域連合長 十 屋 幸 平

記

- |       |              |          |
|-------|--------------|----------|
| 1 期 日 | 令和元年7月16日（火） | 午後3時開会   |
| 2 場 所 | 日向市本町10番5号   | 日向市議会議事堂 |

# 目 次

## 目 次

○会期及び議事日程	1 1
○付議事件名並びに審議結果	1 2
○7月16日	
議事日程第1号	1 5
臨時議長の決定	1 7
開 会	1 7
仮議席の指定	1 7
日程第1 議長の選挙	1 8
日程第2 会期の決定	1 9
日程第3 副議長の選挙	2 0
日程第4 議席の指定	2 1
日程第5 会議録署名議員の指名	2 1
日程第6 各常任委員会委員の選任	2 1
日程第7 議会運営委員会委員の選任	2 2
日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件	2 2
日程第9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	2 3
日程第10 広域連合長提出議案第3号、第4号審議	2 3
上程	2 3
提案理由説明（広域連合長）	2 3
補足説明（広域連合事務局長）	2 4
質疑	2 5
委員会付託（省略）	2 5
討論	2 5
採決	2 5
日程第11 一般質問	2 5
海野誓生	2 6
産業廃棄物のプラスチックごみの焼却受入れについて	
閉 会	3 1

会 期 及 び 議 事 日 程  
付議事件名並びに審議結果

○会期及び議事日程

1、会 期 7月16日（1日間）

2、議事日程

月 日	曜	種 別	内 容
7月16日	火	本 会 議	臨時議長の決定 仮議席の指定
			1、議長の選挙 2、会期の決定 3、副議長の選挙 4、議席の指定 5、会議録署名議員の指名 6、各常任委員会委員の選任
		常 任 委 員 会	正副委員長の互選
		本 会 議	7、議会運営委員会委員の選任
		議 会 運 営 委 員 会	正副委員長の互選
		本 会 議	8、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件 9、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 10、広域連合長提出議案第3号、第4号審議 （上程、提案理由説明、質疑、討論、採決） 11、一般質問

○付議事件名並びに審議結果

〔広域連合長提出議案〕

番号	件名	審議結果
3	監査委員の選任について	原案同意
4	日向東臼杵広域連合火葬場条例の一部を改正する条例	原案可決



7 月 16 日

# 議 事 日 程 第 1 号

令和元年 7 月 1 6 日 午後 3 時開会

- 日程第 1 議長の選挙
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 副議長の選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 各常任委員会委員の選任
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件
- 日程第 9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第 10 広域連合長提出議案第 3 号、第 4 号審議  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 11 一般質問

---

○

## ○本日の会議に付した事件

- 1、議長の選挙
- 2、会期の決定
- 3、副議長の選挙
- 4、議席の指定
- 5、会議録署名議員の指名
- 6、各常任委員会委員の選任
- 7、議会運営委員会委員の選任
- 8、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件
- 9、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 10、広域連合長提出議案第 3 号、第 4 号
- 11、一般質問

出席議員（16名）

1番	黒木高広	2番	海野誓生
3番	柏田公和	4番	黒木金喜
5番	近藤勝久	6番	黒木英和
7番	森腰英信	8番	小林隆洋
9番	甲斐秀徳	10番	園田義彦
11番	若本幸徳	12番	岩本國和
13番	岡村正司	14番	椎葉芳一
16番	水永正継	17番	請関義人

欠席議員（1名）

15番 内山田善信



説明のための当局出席者

広域連合長	十屋幸平	副広域連合長	安田修
副広域連合長	田中秀俊	副広域連合長	西川健
副広域連合長	椎葉晃充	副	長 黒木秀樹
代表監査委員	成合学	会計管理者	植野浩人
広域連合事務局長	吉田健二	日向市長 総合政策部長	塩月勝比呂
日向市総務課長	長友正博 (田中藤男日向市総務部長代理)	日向市長 市民環境部長	甲斐伸次郎
日向市建設部長	中島克彦	門川町長 環境水道課長	波岡慎太郎
美郷町 町民生活課長	日高隆一	諸塚村長 住民福祉課長	甲斐光治
椎葉村 税務住民課長	椎葉隆文		



議会事務局出席者

局長 門脇功郎 書記 小坂公人

---

臨時議長の決定

○**議会事務局長（門脇功郎）** 皆さん、こんにちは。議会事務局長の門脇でございます。

本定例会は、第1回日向東臼杵広域連合議会定例会の後、美郷町議会選出議員を除く全議員が改選され、現在、正副議長が欠けている状態です。この場合、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の若本幸徳議員を御紹介します。

若本幸徳議員、議長席にどうぞ。

○**臨時議長（若本幸徳）** 改めまして、こんにちは。ただいま紹介されました若本幸徳でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

開会の前に報告します。

本日の会議に内山田善信議員から欠席届の提出がありましたので報告します。

また、報道関係の方より、写真等の許可の申し出がありましたので、傍聴規則第7条により、これを報告します。

---

開会 午後3時05分

○**臨時議長（若本幸徳）** ただいまから令和元年第2回日向東臼杵広域連合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

仮議席の指定

○**臨時議長（若本幸徳）** 議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。

---

日程第1 議長選挙

○臨時議長（若本幸徳） 日程第1、議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（若本幸徳） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（若本幸徳） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。議長に黒木高広議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました黒木高広議員を、議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（若本幸徳） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました黒木高広議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された黒木高広議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

それでは、議長に当選された黒木高広議員の御挨拶をお受けしたいと思います。

黒木高広議員、登壇をお願いします。

○1番（黒木高広） 〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

ただいま日向東臼杵広域連合議会の議長に指名されました黒木でございます。

円滑な議会運営に皆様方の御協力をお願い申し上げて、就任の御挨拶にかえさせていただきます。皆様方の御協力よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○臨時議長（若本幸徳） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了しました。皆さんの御協力まことにありがとうございました。

黒木高広議員、議長席に着席を願います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時08分

○

開議 午後3時09分

○議長（黒木高広） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 会期の決定

○議長（黒木高広） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お手元に会期及び議事日程（案）が配付されておりますが、議会運営委員会が未設置でありますので、局長に説明させます。議会事務局長。

○議会事務局長（門脇功郎） それでは、御説明申し上げます。

議会の会期及び議事日程につきまして、お手元に配付しております会期及び議事日程（案）に基づきまして御説明いたします。

まず、本定例会の日程についてであります。

日程第1が既に行われました議長の選挙であります。

日程第2、会期の決定であります。お示ししておりますように、会期を本日1日間としております。

次に、日程第3、副議長の選挙であります。

次に、日程第4、議席の指定であります。会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

次に、日程第5、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、議長が指名します。

次に、日程第6、各常任委員会委員の選任であります。委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。委員の選任後、休憩をとりまして、各常任委員会で正副委員長の互選を行うこととなります。

次に、日程第7、議会運営委員会委員の選任であります。委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。委員の選任後、委員会を開催し、正副委員長の互選を行うこととなります。

次に、日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件であります。本件は、議会運営委員会が定例会または臨時会の会期及び議事日程に関する審査を閉会中も行えるように、会期不継続の原則の例外として議決しておくものであります。

次に、日程第9、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

次に、日程第10、広域連合長提出議案第3号及び第4号の審議であります。本件につきましては、先例により委員会付託を省略し、一審議で採決まで行う予定にしております。

次に、日程第11、一般質問であります。

以上、本定例会の会期及び議事日程（案）につきまして概要を説明しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒木高広） ただいまの説明につきまして質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの説明のとおり、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

---

○

### 日程第3 副議長の選挙

○議長（黒木高広） 次は、日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。それでは指名します。副議長に内山田善信議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました内山田善信議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました内山田善信議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました内山田善信議員が本日欠席されておりますので、ここで休憩し、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を行います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時14分

---

○

開議 午後3時17分

○議長（黒木高広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長に当選されました内山田善信議員へ当選の告知をし、承認が得られましたので、内山田善信議員を副議長に決定しました。

---

○

#### 日程第4 議席の指定

○議長（黒木高広） 次は、日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

---

○

#### 日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（黒木高広） 次は、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、会議録署名議員に2番海野誓生議員、17番請閑義人議員を指名します。

---

○

#### 日程第6 各常任委員会委員の選任

○議長（黒木高広） 次は、日程第6、各常任委員会委員の選任を行います。

各常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。

総務常任委員会委員に海野誓生議員、柏田公和議員、黒木金喜議員、園田義彦議員、若本幸徳議員、椎葉芳一議員、内山田善信議員、黒木高広の8名を、業務常任委員会委員に近藤勝久議員、黒木英和議員、森腰英信議員、小林隆洋議員、甲斐秀徳議員、岩本國和議員、岡村正司議員、水永正継議員、請閑義人議員の9名を、それぞれ指名します。

各常任委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、直ちに委員会を開き、正副委員長の互選を行い、互選の結果を議長まで報告をお願いします。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時19分

---

○

開議 午後3時27分

○議長（黒木高広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会から正副委員長の互選結果の通知がありましたので、報告します。



総務常任委員会委員長、若本幸徳議員、副委員長、園田義彦議員、業務常任委員会委員長、岡村正司議員、副委員長、水永正継議員、以上であります。

---

○

#### 日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（黒木高広） 次は、日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。

議会運営委員会委員に、森腰英信議員、園田義彦議員、岩本國和議員、椎葉芳一議員、請閑義人議員の5名を指名します。

議会運営委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、直ちに委員会を開き、正副委員長の互選を行い、互選の結果を議長まで報告をお願いいたします。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時28分

---

○

開議 午後3時34分

○議長（黒木高広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会から正副委員長の互選結果の通知がありましたので、御報告します。

議会運営委員会委員長、森腰英信議員、副委員長、園田義彦議員、以上であります。

---

○

#### 日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件

○議長（黒木高広） 次は、日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会の定例会または臨時会の会期及び議事日程並びに議会運営に関する審査について、ただいま選任された委員の任期中、これを閉会中の継続審査事件にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の定例会または臨時会の会期及び議事日程並びに議会運営に関する審査については、先ほど選任された委員の任期中に、これを閉会中の継続審査事件とすることに決定しました。

---

○

日程第9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（黒木高広） 次は、日程第9、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議がありませんので、選挙の方法は、指名推選にすることに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法は、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議がありませんので、議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。選挙管理委員会委員に鈴木一治さん、黒木一彦さん、高橋滋さん、橋口洋子さんの4名を指名します。

続きまして、同補充員に海野真里さん、中山甚助さん、児玉貴美さん、本山由美子さんの4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した方を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方が当選されました。

各当選人に対しては、文書をもって当選の告知をすることにします。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま発表しました順位にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、補充員の順位はただいま発表しました順位に決定しました。

○

日程第10 広域連合長提出議案第3号、第4号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（黒木高広） 次は、日程第10、広域連合長提出議案第3号、第4号の2件を一括して議題とします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平） 〔登壇〕 皆さん、こんにちは。連合長を務めております十屋でご

ございます。

議員各位におかれましては、令和元年第2回日向東臼杵広域連合議会に御参集いただきまして、まことに御苦労さまでございます。

また、先ほどは、議長、副議長の選挙や議会構成などの審議が行われまして、議長に黒木高広議員、副議長に内山田善信議員、さらには、各常任委員会、議会運営委員会の構成等も決まったとのことであります。議員各位の一層の御活躍と、連合議会の発展を心から祈念申し上げます次第でございます。

それでは、早速、議案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

今議会におきまして審議をお願いいたします議案は、人事案件1件、条例1件の計2件であります。

まず、議案第3号監査委員の選任についてであります。

監査委員のうち、識見を有する者としてお願いをいたしております成合学さんの任期が本年7月7日をもって満了となるため、次期も引き続きお願いしたく、御提案を申し上げるものであります。

成合さんは、平成27年7月から4年間にわたり、監査委員として本広域連合の行財政運営の効率化、適正化のため、適切な監査業務に御尽力をいただいているところであります。行政に対する一層の透明性、公平性が求められる中、成合さんの豊富な経験と識見は大いに生かされるものでありますので、本広域連合の監査委員として最も適任であると考えているところであります。よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第4号日向東臼杵広域連合火葬場条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、消費税法等の改正により、本年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられるに伴い、広域連合が行うサービス等で課税対象に該当するものに係る料金について、消費税増税分を適正に転嫁するため、所要の改正を行うものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、広域連合事務局長に補足をさせますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 次に、広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） それでは、議案第4号日向東臼杵広域連合火葬場条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

議案の2ページをごらんください。

斎場使用料のうち、安置室及び待合室使用について、それぞれの税抜き基礎額に消費税10%を上乗せした金額へ改正を行うものです。なお、火葬等につきましては、非課税となっております。

施行日は、令和元年10月1日としております。

以上であります。

○議長（黒木高広） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいまから質疑に入りますが、質疑は通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論に入ります。

ただいま議題となっております案件について、討論を許します。討論交互の原則によって、まず原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 討論を終わります。

採決します。まず、広域連合長提出議案第3号監査委員の選任について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第4号日向東臼杵広域連合火葬場条例の一部を改正する条例について採決します。ただいまの案件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議がありますので、御起立により採決します。

ただいまの案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木高広） 起立多数。したがって、ただいまの案件は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第11 一般質問

○議長（黒木高広） 次は、日程第11、一般質問であります。

2番海野誓生議員から発言の通告がありましたので、海野誓生議員の発言を許します。

2番海野誓生議員。

○2番（海野誓生）〔登壇〕 それでは、通告書に基づきまして一般質問をいたします。  
ごみ行政。

1つ、産業廃棄物のプラスチックごみの焼却受入れについて。

世界中で、プラスチックごみへの関心が高まっています。背景としては、石油資源の浪費や燃焼処理による二酸化炭素の排出という問題に加え、大量のプラスチックごみが海を漂い、プラスチック汚染とも言われるほどに海の環境に深刻な影響を及ぼし、人体への影響が懸念される事態となったことが挙げられます。

さらに、世界中のプラスチックごみの処理をほぼ一手に引き受けてきた中国が2017年12月に輸入停止に踏み切ったことや、東南アジア諸国においても輸入禁止や基準の厳格化などの規制が強化されてきていることもこの事態に拍車をかけており、日本を初め多くの先進国で、大量のプラスチックごみが国内での処理が追いつかないため行き場を失っていると言われていています。

このような状況を受け、環境省は、5月20日に家庭ごみの処理を主に担う市町村に対し、企業等から出る産業廃棄物のプラスチックごみの焼却処理を受け入れるよう要請をしています。

そこで、以下の点について伺います。

(1) 連合長はこの要請をどのように受けとめ、広域連合としての判断をどうするのか、お伺いをいたします。

(2) これは要請を受け入れた場合のことでございますが、国における財政支援やクリアしなければならない課題は何か、お尋ねをいたします。

発言席からの質問を終わりたいと思います。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 2番海野誓生議員の質問に対する答弁を求めます。広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平）〔登壇〕 2番海野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、連合長の受けとめと広域連合の判断であります。

廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等につきましては、環境省から県の産業廃棄物所管課を通じて、市町村等へ通知されたところであります。これまで県から受け入れ態勢等の調査はありましたが、具体的な受け入れ要請は受けていないところであります。このことにつきましては、今後の動向を注視しながら慎重に対応をしていく必要があると考えております。

次に、財政支援と課題についてであります。

財政支援につきましては、環境省は、緊急避難的に受け入れた自治体には財政支援を検討するほか、処理費用の徴収を認めるとしていますが、現時点では具体的な説明等は受けておりません。

課題につきましては、受け入れによりごみ焼却施設や最終処分場の短命化につながるほか、地域住民の理解等を得る必要があると考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 海野誓生議員。

○2番（海野誓生） それでは、再質問をしてみたいというふうに思います。

この要請は、正式には「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」という通知であるというふうに思いますが、国においては、地方分権上だと思うんですが、技術的な助言というふうな形で通知がなされています。

この通知で、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類は、年間700万トン程度が排出され、中国を初め外国政府による使用済みプラスチック類等の輸入禁止措置以前は、150万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成30年度の輸出量は約100万トン程度にとどまっている。これらの影響で、国内で処理される廃プラスチック類の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、産業廃棄物の処理に支障が生じているという認識から、8項目の対策が示されております。

その中で、特に第八の項の「産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理」の項では、廃棄物処理法第11条第2項に規定されている「一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる」との条項を踏まえて、ごみ焼却施設を有する市町村においては、今般の状況に鑑み、当該施設において緊急避難措置として、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受け入れて処理することについて積極的に検討されたい、そのような文言があるわけでありませう。

廃棄物処理法第11条第2項は、例外的に産業廃棄物を処理できる権限を持っているものと言われているわけですが、具体的には、多少まじっている程度で市町村が受け入れをオーケーすれば、つまり、「あわせ産廃」という言い方がされてもおりますが、処理するものと見解があります。

しかし、今回の政府の要請そのものは、その例外規定になるのかどうか、連合長の認識はどうなのかを伺いたいというふうに思います。

○議長（黒木高広） 広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平） 今、海野議員がおっしゃっていただいたように、さまざまな法の改正とあわせ処理ということでもありますけれども、本市といたしましては、先ほど御答弁申し上げましたように、焼却施設並びにまた最終処分場、そしてまた地域住民の理解ということを得なければいけないという課題がございますので、国の動向につきまして注視をしたいというふうに考えてございます。

○議長（黒木高広） 海野誓生議員。

○2番（海野誓生） 国の動向ということなんですが、結局、廃棄物処理法の第11条第2項というところでは、要するに、分別し切れなかったものが一般廃棄物の中に入っている場合は、あわせ産廃として処理することができるということのようなんですけれども、今回のものはもう

はっきり、そういう混入とかではなくて、これだけ国内、先ほど言われました150万トンか100万トンぐらいが出されたけれども50万トンが残っている、それを各自治体で受け入れてほしいという考え方そのものは、やっぱり単なる廃棄物処理法の第11条第2項のあわせ産廃みたいな形ではないんじゃないか。だから、結局これだけを焼却してほしいということでの通知だったのではないかというふうに思うんですが、そここのところ。

したがって、そこについての広域連合長の見解をお伺いしたいということで私は質問したわけなんですけど、連合長の答弁では、今後の動向を注視しながら慎重に対応していく必要があるというふうに答弁が来ていますよね。そのことは今私が申し上げましたように、廃棄物処理法の第11条第2項でいうものと、私は違うというふうに思っている。今度、国からこれだけ焼却処理をしてほしいというのは違うというふうに思っているんですけども、その場合でも、動向を注視しながら慎重に対処していくということについては、そのことを踏まえた上でなのかどうか。要するに、今の段階では廃棄物処理法では私はできないというふうに考えているんですけども、今後は動向を注視しながら慎重に対応していくというのは、動向によってはすることだってあり得るということなのかどうかをちょっとお尋ねいたしたい。

○議長（黒木高広） 広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平） 産業廃棄物というくくりからすると、FRPであったり、廃タイヤであったりとか、プラスチック製品のくずであったりとか、さまざまございます。そういう中で、これは基本的には産業廃棄物を出した側が処理すべき分と考えてございます。

それとあわせて、やはりそういう処理をする場合におきましては、現在、市のこの広域連合が担っております一般廃棄物の処理、それを担う施設それから最終処分場がだんだんと短命化するという過大負荷というものがありますので、そういう面についても含めて検討いたしまして、慎重に検討しなければいけないということでございますし、また県内の各市町村において、処理施設を持っているところも慎重な対応をとっているということでございます。

○議長（黒木高広） 海野誓生議員。

○2番（海野誓生） 結局、具体的なことがまだ出てきてないということもありますので、検討のしようもなかなかないんだろうというふうに思います。ただ、環境省の今回の通知は、県の事業者や市町村への周知、指導と言いながら、緊急避難的な措置として、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受け入れて処理することについても積極的に検討を求めるといって、そういう書き方がしてありますよね。そして、この言い方は技術的指導、これは地方分権によってその上下関係がないということですから、私たちが今まで陳情と言っていたものがそうでなくなった、言葉としてなくなったような形だと思うんです。

要するに、技術的指導ということで環境省は県に通知文を出して、県は市町村に指導あるいは周知を図るという形になっているんですけども、私はどう見ても、これは積極的に検討を求めるとかいう言い方というのは、単にその周知徹底、周知とか指導という範囲を超えて、こ

れを受け入れなさいというようなことではないのかなというふうに思うんですが。

これはちょっと先ほどの答弁とも繰り返しになるかもしれませんが、連合長の認識としては、そのところをどう受けておられるのかを尋ねたい。

○議長（黒木高広） 広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平） 言葉的にはそういうふうな表現だというふうに思えますが、私どもとすると、積極的にとは理解をしておりません。

○議長（黒木高広） 海野誓生議員。

○2番（海野誓生） 私も、環境省が県に出したという通知文を見たら、通知なんですけれども、新聞等では要請という書き方ですよね。どの新聞を見ても、通知があったという書き方はしてない。焼却処理をしてくれという要請がされたという書き方で、全てのマスコミではそうだったというふうに思うんです。そして、その文面の中に「積極的に検討すること」とこういう求め方があると、これはやっぱりちょっと圧力をかけているんじゃないかと、市町村はしなさいよというような。そこ辺が私としては。

広域連合で今後、先ほど市長が言われましたように、今2炉あって、分別化、資源化が進んで、結局かなり今は焼却炉そのものは余裕が出てきていると思うんです。ほかの新聞、マスコミ等でのやつだと、もうそれだけの余裕がありませんから受け入れられませんかという、そういうコメントがあったりしていました。しかし、うちの場合でいうなら、分別が進んで、資源化が進んでいる中で、炉にかなり余裕があるというか、そういうことになってきているというふうに思うものですから、そこ辺を考えると、やっぱり積極的に検討してどうかということになるのでないかという気がするんですが、もう一度、そこあたりをお願いします。

○議長（黒木高広） 広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平） 御存じのとおり、炉も相当年数がたっています。今、1炉でやっているがゆえに、ごみの減量化も進んで、1炉体制でやっておりますが、その休止している間に1炉はやはり改修したりとか、いろんなことをメンテナンスしながらやっています。これは2炉を動かしますとやはり相当な負荷がかかりますので、先ほども申しあげましたように、焼却施設自体の延命化というのか、短命化、短くなってしまいます。そうしますと、非常に負荷が地域の方にも含めて、そして2炉を動かすということは、それだけ後の焼却残渣も出ますので、そうするとまた最終処分場も短くなるということで、日向市にとって非常に課題が大きいというふうに認識しております。

先ほどの新聞等では要請という言葉が使われておりましたけれども、私どもは、文面どおり通知ということで理解をしておりますし、また県内9市の中にあっても、処理施設があるところにおいても積極的な動きをしてないということでございますので、日向市にとりましても、やはり慎重な対応をしなければいけないというふうに思っています。

○議長（黒木高広） 海野誓生議員。



○2番（海野誓生） これは財政支援等についても、まだ具体的なものがないということでございますね。

結局、これは喉元過ぎればではありませんが、一時、G20の前あたりではかなりその後、環境問題、廃プラの問題が言われて、今はちょっとある意味、小康状態になっているような感じがしますよね。しかし、減っているわけではなくて、先ほども言いましたほかの新聞等でも、東南アジア等ではかなり輸入規制を加えておるので、どんどん国内でたまるというのはもうわかってくるわけですが、日本も完全にリサイクルが進んでいるということではないわけですので、だから、今後やっぱりそういう形で国としてはちょっと鳴りを潜めているようにありますけれども、積極的にやっぱり働きかけてくるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、今の段階では、もう受け入れませんよという言い方ではないですよ。今後の動向を注視しながら慎重に対応すると。慎重に対応するという意味は、受け入れることもあるかもしれない、いや、そういうことはありませんよという、そのところの答弁としてはどうなんでしょうか。

○議長（黒木高広） 広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平） 先ほどと繰り返しになりますけれども、詳しい事情が全くわかっていませんのでなかなか判断のしようがないということでございますので、やはり私どもとすると、国の動きもちゃんと見とかなければいけないということで、注視をさせていただくということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（黒木高広） 海野誓生議員。

○2番（海野誓生） 私も今回一般質問を、この問題が少し世間を騒がせているというか、世界的な問題になっているということもあって、私たちの身の回りでも今、プラスチックのストローから木製といえますか、後で溶けるようなそういう形まで変わっているんですけれども、なかなか私たちの生活そのものは、やっぱりそういう産業の今まで進められたことの中でしか生活をしていないものですから、当然リサイクルとしてきれいに洗って出すということにはしていますけれども、やっぱりそういうものはある程度リサイクルが進んでいるんですけれども、産業廃棄物の廃プラ類が余り進んでいないということも言われていますので、私たち国民がその産業界のそういうものを変えるということにはなかなかならないんじゃないかという気がいたします。

私のこの一般質問そのものでは、市長としてはまだ具体的なものがないので、答弁そのものには慎重に対応していくということでございますから、今後とも注視しながら進めていただきたいというふうに思います。

時間はまだかなり余るわけですが、ここで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒木高広） 以上で2番海野誓生議員の質問を終わります。

以上で今定例会の一般質問を終わります。

これで本定例会の日程を全て終了しました。

これをもちまして、令和元年第2回日向東臼杵広域連合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後4時02分

署 名 者

日向東臼杵広域連合議会議長 黒 木 高 広

日向東臼杵広域連合議会議員 海 野 誓 生

日向東臼杵広域連合議会議員 請 関 義 人